平成３０年（フ）第４号
茨城県牛久市南１丁目19番地２（六白２号ビル105）
債務者　石島　未菜
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３６２号
千葉市若葉区みつわ台２丁目15番５号　県住206号
債務者　影山まゆみ
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６５号
千葉県船橋市金杉７丁目52番１号
債務者　伊藤　　充
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３７５号
千葉市中央区生実町1143番地４　リバーストーン102号
債務者　菅原　恵美（旧姓完倉）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９４号
千葉市若葉区若松町2161番地42
債務者　篠原　英一
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０７号
千葉県船橋市本郷町654番地
債務者　杉田　稜子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１１号
千葉県市川市北方町４丁目2012番地１　（セントアンドリュースＡ棟106号）
債務者　新庄　勝彦
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１６号
千葉県八千代市萱田1607番地５　グランドステージ八千代弐番館206号
債務者　髙橋　直子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４５号
千葉県市川市香取２丁目８番15号（クリームハイツＡ201号）
債務者　斉藤　睦志
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５７号
千葉県市川市南八幡２丁目１番14―101号（エトワール本八幡）
債務者　坂本　拓也
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５９号
千葉県浦安市富士見４丁目８番23号　フォレスト舞浜（105）
債務者　長谷川春奈
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４６１号
千葉県浦安市北栄２丁目24番２―303号　パルコート浦安ベルジュール
債務者　上柿　花菜（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４７９号
千葉県浦安市東野１丁目17番20―305号　ＳＰＲＩＮＧ　ＨＯＭＥ
債務者　新野　真吾
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４９４号
千葉市中央区南町３丁目18番18―201号
債務者　藤田　　藍
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１３号
千葉県市原市姉崎2273番地１　エレガントブルック202
債務者　前園　克之
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５２１号
千葉市中央区弁天４丁目14番５号　ヨシエム．マンション602号
債務者　深山　吉彦
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４７号
千葉県浦安市堀江３丁目28番11―404号　野崎マンション
債務者　関澤　正樹
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係